

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月17日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 7 5 号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第 2 1 条 条例第 1 5 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) 〔略〕 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(24) 〔略〕 2 特別休暇は、任命権者の定めるところにより、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱うものとする。ただし、任命権者が 1 時間を単位として定めた特別休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数の<u>全て</u>を使用することができる。 3 〔略〕	（特別休暇） 第 2 1 条 条例第 1 5 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) 〔略〕 (2) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3)～(24) 〔略〕 2 特別休暇は、任命権者の定めるところにより、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位として取り扱うものとする。ただし、任命権者が 1 時間を単位として定めた特別休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。 3 〔略〕

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。